

年 月 日

練馬区長 殿

住所
届出者
氏名

年 月 日生 電話 ()

〔法人にあつては、その名称、事務所
所在地および代表者の氏名〕

廃棄物の処理に係る誓約書

住宅宿泊事業を営むに当たって発生した廃棄物は、廃棄物の処理に係る法令に基づき、下記のとおり適正に処理します。

記

- 1 処理方法（該当するものに○印をつけてください。）
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可業者（以下「業者」という。）へ処理を委託します。
 - (2) 区長が収集・運搬する事業系廃棄物として排出します。
 - ・集積所については、管轄の清掃事務所と協議します。また、既存の集積所を利用する場合は、当該集積所を利用している方々とあらかじめ協議の上利用します。
 - ・廃棄物を排出する際は、容量に応じた有料ごみ処理券を添付して排出します。また、1回の排出量が30キログラム以上となる場合は、業者へ処理を委託します。
 - ・粗大ごみを排出する際も、別途、業者と契約し適正に処分します。
- 2 保管場所および排出場所
保管場所を設置し、所定の場所に廃棄物を排出します。
なお、保管場所および排出場所は、別紙、略図（書式は任意）に図示したとおりです。
- 3 上記1の処理方法を変更した場合は、練馬区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例第8条第3項の規定により区長に届け出ます。
- 4 この誓約書の記載内容を、練馬区環境部清掃リサイクル課および管轄の清掃事務所に情報提供することに同意します。